

政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」及び「邦貨換算額」

平成 30 年 2 月 19 日

政府調達協定及び日本の自主的措置の定める「基準額」及び「邦貨換算額」
 (適用期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日)

(単位：万 SDR, 万円)

	WTO 政府調達協定		我が国の自主的措置	
	SDR	邦貨換算額	SDR	邦貨換算額
＜中央政府の機関＞				
1 物品	10	1,500	10	1,500
2 建設サービス	450	68,000	(注)	(注)
3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	6,800	(注)	(注)
4 その他のサービス	10	1,500	10	1,500
＜地方政府の機関＞				
1 物品	20	3,000	(注)	(注)
2 建設サービス	1500	229,000	(注)	(注)
3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	150	22,000	(注)	(注)
4 その他のサービス	20	3,000	(注)	(注)
＜その他の機関＞				
1 物品	13	1,900	10	1,500
2 A 群（日本郵政公社を承継した機関を除く）の建設サービス	1500	229,000	(注)	(注)
3 B 群及び日本郵政公社を承継した機関の建設サービス	450	68,000	(注)	(注)

	WTO 政府調達協定		我が国の自主的措置	
	SDR	邦貨換算額	SDR	邦貨換算額
4 建築のためのサービス，エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	6,800	(注)	(注)
5 その他のサービス	13	1,900	10	1,500

(注)：我が国の自主的措置の対象外（政府調達協定が適用される）。

(1) 中央政府の機関，地方政府の機関，その他の機関の詳細については，以下をご参照下さい。

- [中央政府の機関（附属書 I 付表 1 に掲げる機関）](#)
- [地方政府の機関（附属書 I 付表 2 に掲げる機関）](#)
- [その他の機関（附属書 I 付表 3 に掲げる機関）](#)

(2) WTO 政府調達委員会の決定（1996 年 2 月 27 日）に基づき，邦貨換算額は，直近 2 年間（平成 28 年と 29 年（暦年））の IMF 統計による円/SDR（特別引出権）レートの平均値を用い，2 年毎に見直しています。

(3) 日本の自主的措置の詳細については以下をご参照下さい。
<http://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/28tyoutatu/index.html>

我が国の自主的措置の対象機関には，上記（1）の中央政府の機関及びその他の機関が含まれます。上記（1）の地方政府の機関については，自主的措置の実施を政府が勧奨することとなっています。